



第2次始良市行政改革大綱 実施計画 令和元年度実績報告

令和3年2月

行政管理課

目次

I	趣 旨	1
II	進捗状況	1
1	実施計画の構成	1
2	指標等の説明	1
3	実施計画の評価手順	2
4	実施計画1（総合的な方策）の実績（（ ）は平成30年度実績）	3
III	基本方針ごとの進捗状況	5
1	市民サービスの向上	5
2	市民参画の推進及び市民との協働	5
3	財政運営の健全化	6
4	事務事業の見直し	7
5	公の施設の適正な管理及び運営	7
6	行政組織及び事務の見直し	8
7	庁舎機能の見直し及び新庁舎建設の検討	9

I 趣 旨

第2次始良市行政改革大綱（以下「行革大綱」という。）及び同実施計画（以下「実施計画」という。）については、平成28年度から令和2年度までの5年間を実施期間としている。

実施計画は、行革大綱を具体化し実効性を確保するものであり、この度、令和元年度の実績がまとまったことから報告する。

これまでの報告により、複数年度の実績等が確認、検証ができる状況となっていることから、実績の指標がD以下の項目や計画、及び実績の状況が【検討】、【調査】、【研究】、【未着手】のまま変動がない項目については、2次大綱基本方針「6 行政組織及び事務の見直し」に基づき、事業のスクラップや事務改善の視点から、その実施や継続について再検討する。また、【継続実施】など同一の実績が続いている項目に関しても、同様の視点から、真に必要な引き続き継続・実施すべき項目、事業であるか、検証する。

II 進捗状況

1 実施計画の構成

行革大綱実施計画は、次の2つで構成される。

- (1) 実施計画1（総体的な方策）（全225項目）※計画見直しにより、昨年度比3項目の減
行革大綱の基本方針に基づき、それを実現するに当たって具体的な方策及び改革項目を掲げ、目標年度を示したもの。
- (2) 実施計画2（詳細）（全604項目）※計画見直しにより、昨年度比12項目の減
実施計画1の具体的な方策をより細分化し、具体的な取組内容と目標年度を示したもの。

2 指標等の説明

表1 実施状態の定義

完全実施	制度や仕組みの完全実施や計画書等の策定が完成したもの
一部実施	施行的な実施や部分的な実施で完全実施の状態にないもの
検討	本市で実施するための条例及び規則等の制定・計画書を策定中・事業実施のための説明会の開催など準備状態にあるもの
調査	本市への制度や仕組みの導入可能性の調査、県内外の類似団体や県内の市町村の実態調査及び資料収集を行っている状態
研究	制度の概要等について情報収集を行っている程度の状態
未着手	全く取り組みを行っていない状態

表 2 評価表

計画	実績																	
	完全実施	一部実施	検討	調査	研究	未着手	完全実施	一部実施	検討	調査	研究	未着手	完全実施	一部実施	検討	調査	研究	未着手
完全実施							完全実施	3	一部実施	2	検討	1	調査	1	研究	1	未着手	0
一部実施				完全実施	4	一部実施	3	検討	2	調査	1	研究	1	未着手	0			
検討	完全実施	5	一部実施	4	検討	3	調査	2	研究	1	未着手	0						
調査	一部実施	5	検討	4	調査	3	研究	2	未着手	0								
研究	検討	5	調査	4	研究	3	未着手	0										

※なお、計画・実績欄に定義に一致しないもの（策定、導入等）が記載されている場合は、所管課に確認のうえで実績の評価点を設定している。

表 3 実績の指標

平均点	指標	進捗内容
5～4.5	A	計画よりかなり早い進捗にある。
4.4～3.5	B	計画以上に進捗し、継続中である。
3.4～2.5	C	計画通り進捗し、継続中である。
2.4～1.5	D	計画通りに進捗していないが、継続中である。
1.4～0.5	E	計画よりかなり遅れている。
0.4～0	F	未着手である。

3 実施計画の評価手順

- (1) 実施計画 2（各課詳細）について（全 604 項目）
評価表（表 2）の評価点数を用い、点数をつける。
- (2) 実施計画 1（総体的な方策）について（全 225 項目）
実施計画 2 で付けた評価点（複数項目の場合は、平均点）から、実績の指標（表 3）の評価点を用い、アルファベットに変換する。

4 実施計画1（総合的な方策）の実績（ ）は平成30年度実績）

表4 実施計画1 実績

	A	B	C	D	E	F	合計
1 市民サービスの向上							
(1) 利便性の向上							
(2) 電子自治体の推進	2	4	27	1	2	0	36
(3) 積極的な情報発信	(2)	(3)	(26)	(2)	(2)	(1)	(36)
(4) 個人情報の保護							
(割合)	5.6%	11.1%	75.0%	2.8%	5.6%	0.0%	
2 市民参画の推進及び市民との協働							
(1) 市民参画の推進							
(2) 市民との協働	1	2	20	8	2	0	33
(3) 広聴の推進	(1)	(2)	(20)	(9)	(1)	(0)	(33)
(4) コミュニティ施策の推進							
(5) 危機管理への対応							
(割合)	3.0%	6.1%	60.6%	24.2%	6.1%	0.0%	
3 財政運営の健全化							
(1) 適切な財政執行							
(2) 歳入の確保							
(3) 歳出の抑制	1	11	55	8	2	1	78
(4) 民間活力の導入推進	(0)	(7)	(65)	(5)	(1)	(2)	(80)
(5) 特別会計及び地方公営企業会計							
(6) 市出資法人の経営健全化							
(割合)	1.3%	14.1%	70.5%	10.3%	2.6%	1.3%	
4 事務事業の見直し							
(1) 行政評価システムの活用	0	0	7	2	0	0	9
(2) 事業の見直し	(0)	(0)	(8)	(1)	(0)	(0)	(9)
(3) 権限移譲の積極的な推進							
(割合)	0.0%	0.0%	77.8%	22.2%	0.0%	0.0%	
5 公の施設の適正な管理及び運営							
(1) 適正配置の推進	0	0	6	4	0	0	10
(2) 管理運営の効率化	(0)	(0)	(7)	(3)	(0)	(0)	(10)
(割合)	0.0%	0.0%	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	
6 行政組織及び事務の見直し							
(1) 組織・機構の見直し							
(2) 職員定数及び給与等の適正化	1	5	37	7	2	1	53
(3) 人事制度の改革	(1)	(4)	(39)	(7)	(1)	(1)	(53)
(4) 職員の意識改革							

(5) 事務処理方法の見直し・改善								
(割合)	1.9%	9.4%	69.8%	13.2%	3.8%	1.9%		
7 庁舎機能の見直し及び新庁舎建設の検討								
	0	1	5	0	0	0	6	
	(0)	(0)	(7)	(0)	(0)	(0)	(7)	
(割合)	0.0%	16.7%	83.3%	0.0%	0.0%	0.0%		
総計	5	23	157	30	8	2	225	
	(4)	(16)	(172)	(27)	(5)	(4)	(228)	
(割合)	2.2%	10.2%	69.8%	13.3%	3.6%	0.9%		

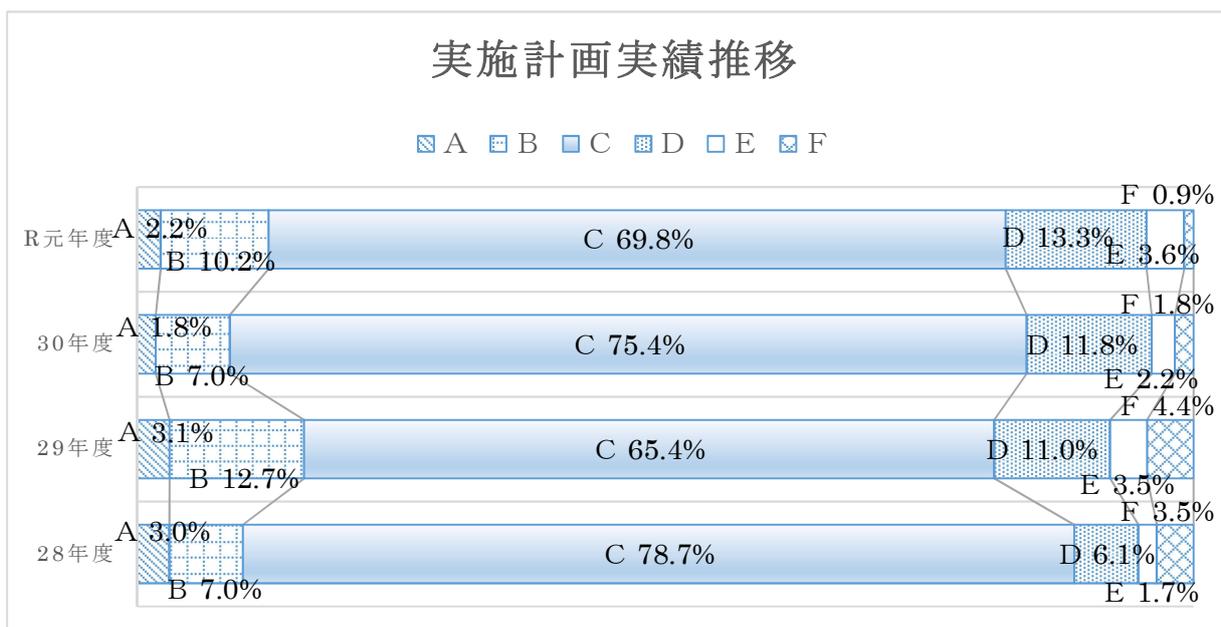
総括（令和元年度）

「計画とおり進捗している」指標となるC評価以上が全体の82.2%となり、「計画通りではないが継続中」のD評価の13.3%を合わせると、本計画の95%で何かしらの行動がなされており、進捗内容についても実施となっているものが多く、本市における行政改革は確実に進捗していることがわかる。一方で、実施期間の終盤になっているものの、計画が未着手となっている計画もあり、行革大綱の趣旨に基づき早急に調査研究から始める必要がある。

個別の例を見てみると、7庁舎機能の見直し及び新庁舎建設の検討について、確実に進捗しており、喫緊に迫っている庁舎建設事業が順調に取り組まれていることがわかる。また、1市民サービスの向上もC評価以上が90%を超えており、引き続き、各種サービスの提供においては市民の意見を聞き、受け手の立場に立ったサービスの提供に努めていくこととする。

一方で、3財政運営の健全化については、D評価以下の項目が昨年度と比べて増加しており、計画より進捗が遅れている傾向にあるが、財政運営については、始良市財政健全化緊急対策を定め、令和2年度以降において対策を進めている。

各指標の割合 図1



Ⅲ 基本方針ごとの進捗状況

1 市民サービスの向上

表 5

（総体的な方策 p1～2） おおむね進捗とおりに経過している。今後、情報通信技術の発達やマイナンバーの利用拡充により、電子申請の拡充がより一層見込まれることから、特に電子自治体の推進については進捗状況を注視する必要がある。	具体的な方策	総合評価	
		R 元年度	H30 年度
	(1) 利便性の向上	C	C
	(2) 電子自治体の推進	C	D
	(3) 積極的な情報発信	C	C
	(4) 個人情報の保護	C	C

(1)利便性の向上については、窓口サービスの向上に関し、イオンタウン内のあいぽーと設置により、一部の証明書等の発行について、土日祝日や時間外の対応が行われていることや、マイナンバーカードを用いて住民票等のコンビニ交付が実施されるなど、利便が向上しており、公共交通の路線変更なども実施され、総体的に計画とおりの進捗となっている。進捗が遅れているものはクレジット納付やインターネット納付等納付手段の導入であり、キャッシュレス決済の検討段階にある。

(2)電子自治体の推進については、電子自治体運営委員会主催の研修会に参加する等、職員の研修が進み、昨年度よりも進捗が見られた。電子申請システムや公共施設予約システムに関しては、当初システム開発を計画していたが、開発済みのものを利用することが時代の流れとなっていることから計画の再検討が必要である。

(3)積極的な情報発信については、情報バリアフリーの推進に関し、オープンデータ公開サイトを設置し行政保有の情報の一部を公開した。広報紙、ホームページ及びSNSの活用は、前年度から引き続き紙面の見直しや利用の拡充が行われ、計画とおりの進捗となっている。

(4)個人情報の保護については、特定個人情報の保護に関する研修会や立ち入り監査を新たに実施するなど、概ね計画とおりの進捗となっており、個人情報の流出等の報告もあがっていない。

2 市民参画の推進及び市民との協働

表 6

（総体的な方策 p3～4） 市民参画や市民との協働については、今後、行政運営、行政課題の解決に必須であることから、調査、研究中の事務も実施に向けた動きが必要である。	具体的な方策	総合評価	
		R 元年度	H30 年度
	(1) 市民参画の推進	C	C
	(2) 市民との協働	C	C
	(3) 広聴の推進	C	C
	(4) コミュニティ施策の推進	C	C
	(5) 危機管理への対応	C	C

(1)市民参画の推進については、コミュニティ施策の活性化、NPO法人等市民活動への支援に関して協働事業の展開や官、産、学の連携についても協定締結が大きく拡大するなど、

計画に比べて良好な進捗状況にある。一方で、人材育成プランの作成や市民リーダー養成塾の開催、有資格者の登録や活用等に関しては、計画に遅れをとっている。特に人材活用については、人材バンクや登録制度等を様々な形で実施しているものの、人材の活用まで十分に結びついていない。

(2)市民との協働については、アダプト制度導入の検討に関して、北山地区公共施設の野外清掃等を校区が受託して取り組む等一部実施が見られるものの、制度化されたものではないため拡大には至っていない。

(3)広聴の推進については、市民モニター設置に関して取り組みが遅れているものの、検討が進んでおり、令和2年度を目標に地域活動市民モニター事業として実施する予定でいる。

(4)コミュニティ施策の推進については、多くが計画通りの進捗で取り組みが実施されている。しかし、コミュニティビジネスの導入に関し、各校区において様々な取り組みを行っているものの、総合的なシステム作りまでは至っておらず、研究を進める必要がある。

(5)危機管理への対応については、防災ラジオや無線放送、FM・Twitter等による周知、出前講座の開催等を通じ、危機管理における市民参画の推進及び市民との協働を進めており、計画どおりの進捗となっている。

表 7

3 財政運営の健全化

(総合的な方策 p5～9)

未着手の項目や進捗が調査・検討等のままとなっている項目については、計画に沿って着実に推進する必要がある。令和2年度において始良市財政健全化緊急対策が策定されたことから、今後進捗が進むものとみられるが、全庁的な取り組みを行う必要がある。

(1)適切な財政執行については、枠配分型予算編成方式を導入して予算編成を行っており、インセンティブ予算やメリットシステムの創設については、検討の結果、導入を見送った。また、財政シミュレーションを継続的に作成し、地方債発行の総額の抑制を実施するなど、計画とおりに進捗しているものが多い。

(2)歳入の確保については、使用料及び手数料について平成30年に公の施設の使用料に関する基本方針を策定し、令和元年に改定を行い、歳入の確保に努めた。今後も3年に1度見直しを行っていくこととしている。また、庁舎内の掲示板やデジタルサイネージ等において広告を掲載するなど新たな歳入の確保に努めており、計画とおりに進捗しているものが多い。

(3)歳出の抑制については、事務的経費及び事業経費の抑制に関し、需用費、役務費及び委託料、普通建設事業費の抑制についてはある程度早い進捗となっている項目がある。一方、

具体的な方策	総合評価	
	R 元年度	H30 年度
(1) 適切な財政執行	C	C
(2) 歳入の確保	C	C
(3) 歳出の抑制	C	C
(4) 民間活力の導入推進	C	C
(5) 特別会計及び地方公営企業会計	C	C
(6) 市出資法人の経営健全化	C	C

研修旅費、扶助費の適正化や補助金等については、進捗が未着手や検討のまま進んでいないことから、改めて内容について検討を要する。

(4)民間活力の導入推進については、民間委託・アウトソーシングに関して、調査、検討が続いている項目は導入の可否に関し改めて検討する必要がある。なお、指定管理者制度については、モニタリング結果の公表を始め、モニタリング項目を増やすなど内容についても強化している。

(5)特別会計及び地方公営企業会計についても、概ね計画どおりの進捗となっているものの、農林業労働者災害共済事業特別会計については研究段階から進んでいない状況のため、必要性も含め内容について改めて検討が必要である。

(6)市出資法人の経営健全化については、概ね進捗どおりとなっているものの、いずれも継続実施となっているため、その他関連する外郭団体、協会等に関し、経営や運営面の見直しが必要と考えられる。

4 事務事業の見直し

表 8

(総体的な方策 p10～11)

事業の見直しに関し進捗が遅れているほか、検討のまま進展のない項目も少なくないことから、当該方針については計画や項目の設定を注視して適宜管理する必要がある。

具体的な方策	総合評価	
	R 元年度	H30 年度
(1) 行政評価システムの活用	C	C
(2) 事業の見直し	D	D
(3) 権限移譲の積極的な推進	C	C

(1)行政評価システムの活用については、事業評価の実施等継続的に実施されているものが多い。

(2)事業の見直しについては、事業仕分けの検討に関し、民間提案型業務改善制度の調査・検討をすることとなっていたが、いまだ未着手となっているため、改めて検討が必要である。また、新規事業や拡充方向への見直しは行われているものの、事業の中止や廃止については、一部を除きあまり実施されていない。実施計画には事業評価の側面もあるので、今後、事業の必要性について実施計画を活用し判断する必要がある。

(3)権限移譲の積極的な推進については、継続的な実施が続いているものの、新規での権限移譲事務を受けていないことから、地方分権改革に基づく条例等の整備や権限移譲に伴う県との協議に対し、後手にならないように今後についても研究を要する。

表 9

5 公の施設の適正な管理及び運営

(総体的な方策 p11)

具体的な方策	総合評価	
	R 元年度	H30 年度
(1) 適正配置の推進	C	C
(2) 管理運営の効率化	D	C

(1)適正配置の推進については、概ね計画どおりの進捗となっているものの、その多くは検討や研究が進んでいる段階であるため、実施に向けた動きが必要である。

(2)管理運営の効率化について、昨年度よりも進捗が遅れてしまった。これは、各施設管理コスト削減に向けて検討が進んでいるものの、実施まで至らなかったものが多かったことや、使用許可に係る手続きの簡素化が進まなかったことに寄与する。引き続き、指定管理者制度の導入や業務委託等により、管理コストの削減に取り組むほか、利用者アンケートの実施、使用許可手続きの簡素化等で利用者の視点に立った活用を検討する必要がある。

6 行政組織及び事務の見直し

具体的な方策

表 10
総合評価

(総体的な方策 p12～15)

今後も行革大綱に基づく、定員適正化計画や組織機構再編計画に沿った進捗管理を行う必要がある。組織・機構の再編等については、複合新庁舎建設の進捗状況に併せた進捗管理が必要となる。

	総合評価	
	R 元年度	H30 年度
(1) 組織・機構の見直し	C	C
(2) 職員定数及び給与等の適正化	C	C
(3) 人事制度の改革	C	C
(4) 職員の意識改革	C	C
(5) 事務処理方法の見直し・改善	C	C

(1)組織・機構の見直しについては、組織に関するヒアリングを継続して実施しており、概ね進捗どおりであるが、庁舎や窓口の環境整備の項目など、庁舎の建替えに併せて検討を進めるべき点が多数あるため、今後も庁舎建設に関する計画、事業等の推移を見つつ、進捗を注視する必要がある。

(2)職員定数及び給与等の適正化については、給与の適正化や諸手当の見直しについて、検討段階から進んでいない点も多い。また、審議会や委員会等の委員数削減や報酬の見直し等について継続実施が並んでいるものの、実態として、見直しが進んでいないと見られることから、いずれも項目を再検討する必要がある。

(3)人事制度の改革については、人材の確保に関し、多くの項目が計画どおりの進捗となっているものの、任期付職員の任用と消防職員の確保については、進捗が遅れている傾向にある。消防職員の確保については、定員条例には達しているものの、消防本部の要望とは乖離している状態であり、引き続き協議を実施していく必要がある。

(4)職員の意識改革については、職場の風土改革及び職員意識の改革に関して、進捗がやや遅れているものの、それ以外の部分ではすでに実施済のものが多く、計画どおり進んでいる。

(5)事務処理方法の見直し・改善については、支所事務の見直しが順次進んでおり、計画以上の進捗が見られるものがある一方で、事務の効率化においては一部遅れがみられるものもある。行政改革の中核となる項目でもあり、遅れが出ないように計画実施に向けた動きが必要である。

7 庁舎機能の見直し及び新庁舎建設の検討

(総体的な方策 p15)

いずれの項目も複合新庁舎建設の進捗と並行することから、今後も、複合新庁舎建設に関する各種の計画、事業等の推移を見つつ、新庁舎への反映漏れがないように注視していく必要がある。